

富田山公園官民連携エリアにおける公園再整備事業  
評価の基準

2026年3月

一宮市

## 1 評価方法

一宮市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募（申請）者から提出された公募設置等計画の「内容面」の評価点と「価格面」の評価点との総合評価点により、審査を行う。

なお、内容面の得点が配点（230点）の6割に満たない提案は、選定の対象外とする。

総合評価点の計算式は以下のとおり。

$\text{総合評価点} = \text{「内容面」の評価点} + \text{「価格面」の評価点}$ <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">(250点)</span> <span style="margin-right: 100px;">(230点)</span> <span>(20点)</span> </p>
--

## 2 評価の基準

### (1) 内容面

#### ア 評価基準

評価項目	内訳	評価の視点	配点	様式
<b>全体計画（75点）</b>				
①事業の実 施方針 （15点）	ア コンセプト	◎事業の目的に合致し、かわまちづくりとの連携を見据えた魅力的なコンセプトであるか。 ◎市内外からの来訪者のリピーター化を見込み、長期に安定して継続する事業の視点を有しているか。	10点	様式 13
	イ 事業スケジュール	◎全体スケジュール（整備期間、維持管理運営期間それぞれについて）は適切なものであるか。	5点	
②実施体制 及び資金 計画 （40点）	ア 実施体制、遂行能力	◎かわまちづくりへの協力体制も含め、確実に実行できる業務実施体制（提案内容を実現できる体制）を構築しているか。 ◎確実な遂行を期待できる優れた実績（事業が継続している実績等）を有しているか。	10点	様式 14-1
	イ 資金計画、経営力	◎堅実な資金計画及び収支計画など、安定的長期事業としての実現性が高いか。 ◎資金調達は実現性を示す根拠（関心表明など）があるか ◎応募（申請）者の経営は安定しているか。	30点	
③独創的な 計画 （20点）	ア 独創性、オリジナリティ	◎シビックプライド向上に寄与する独創的な提案であるか。	20点	様式 15

評価項目	内訳	評価の視点	配点	様式	
		◎地域の賑わいを創出する計画であるか。			
<b>Park-PFI 事業 (70 点)</b>					
④配置計画 及び施工 計画 (15 点)	ア 配置計画等	◎既存施設等との調整など、各施設や機能を適切にゾーニングし、エリア全体で新たな魅力を創出する配置となっているか。 ◎幅広い世代が利用しやすく、また、近隣の生活環境等にも配慮した計画となっているか。	10 点	様式 16	
	イ 施工計画	◎工事期間中の動線等に配慮し、効率的かつ安全管理が確保された施工計画となっているか。	5 点		
⑤公募対象 公園施設 (30 点)	<b>施設整備に関する項目</b>				
	ア 施設の魅力	◎施設のコンセプトが明確で、集客が見込める魅力的な提案か。 ◎平日・休日に寄らず、子育て世代など様々な世代が来訪し、安心・安全で居心地の良い空間が計画されているか。	10 点	様式 17	
	イ 施設の外観	◎水辺拠点にふさわしく、河川区域など周辺と調和した質の高い外観デザインであるか。	5 点		
	<b>維持管理運営に関する項目</b>				
	ウ 魅力的な 運営計画	◎積極的な広報に努め、富田山公園の立地にふさわしく、絶え間ない話題性や個性を感じられる魅力的な運営計画であるか。	5 点		
	エ 地元との協 調	◎一宮市の特色の活用などに配慮がなされた運営計画であるか。	5 点		
	オ 周辺への波 及効果	◎提案施設が、人の流れを呼び込み、周辺への回遊を促す好影響が及ぶような高い効果を得られるものとなっているか。	5 点		
⑥特定公園 施設 (20 点)	ア デザイン	◎水辺拠点にふさわしい優れたデザインとなっているか。 ◎公募対象公園施設や周辺と調和した形状・素材となっているか。	10 点		様式 18
	イ 快適性・安 全性	◎ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、子どもから高齢者まで幅広い世代の来訪者が日常的に憩い、居心地が良く安全でくつろぎたくなる魅力的なオープンスペースとなっているか。	5 点		

	ウ 機能性	◎利用者やイベント主催者等、誰もが使いやすい施設（設備含む）となっているか。	5点	
⑦利便増進施設 (5点)	ア 来訪者の利便性	◎来訪者にとって効果的な利便向上につながる提案となっているか。	5点	様式 19
デザインビルド事業（25点）				
⑧デザインビルド公園施設等 (25点)	ア デザイン	◎水辺拠点にふさわしい優れたデザインとなっているか。 ◎公募対象公園施設や周辺と調和した形状・素材となっているか。	10点	様式 20
	イ 快適性・安全性	◎ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、子どもから高齢者まで幅広い世代の来訪者が日常的に憩い、居心地が良く安全でくつろぎたくなる魅力的なオープンスペースとなっているか。	5点	
	ウ 機能性	◎大屋根と広場は、誰もが使いやすいものとなっているか。 ◎イベント主催者にとって使い勝手の良い設備が整えられているか。	10点	

評価項目	評価の視点	配点	様式	
指定管理業務等（60点）				
⑨指定管理業務 (30点)	ア 利用者の平等利用の確保	◎幅広い世代の来訪者の施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5点	様式 21
	イ 維持管理	◎各施設が適切に維持管理できる計画となっているか。 ◎事故や特別な事象が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる方策がとられているか。	10点	
	ウ 利用者サービス	◎公園利用者からの苦情・要望を把握し、それらを反映させる仕組みが十分検討されており、利用者に対するサービスの向上を図れる計画となっているか。	5点	

	エ イベント及びにぎわいの創出	<p>◎本事業にふさわしいイベントを企画・誘致し、日常的なにぎわいの創出に向けた利用促進策を実施できる計画となっているか。</p> <p>◎地元主催のイベントとの連携など、地域活性化につながる計画となっているか。</p>	10点	
⑩自主事業 (30点)		<p>◎富田山公園全体の魅力向上につながる提案であるか。</p> <p>◎長期的経営視点に基づく取り組みの内容が提案されているか。</p> <p>◎公園利用者への利便性向上及び公園の賑わい創出に資する提案であるか。</p>	30点	様式 22
評価点			230点	—

## イ 評価の考え方

評価項目ごと（評価項目に内訳がある場合は、内訳ごと）の採点は、下表の考え方により行う。

評価	採点基準	採点
A	公募設置等指針等で求める内容を超える創意工夫が見られ、かつ特に優れている。	配点×1.00
B	公募設置等指針等で求める内容を超える創意工夫が見られ、かつ優れている。	配点×0.80
C	公募設置等指針等で求める内容を超える創意工夫が見られる。	配点×0.60
D	公募設置等指針等で求める内容を超える創意工夫がほとんど見られない。	配点×0.40
E	公募設置等指針等で求める内容を超える創意工夫が見られない。	配点×0.20

(2) 価格面

評価項目	採点方法	配点	様式
①公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料の提案額	<p>公募対象公園施設の設置許可に係る年間使用料をどれだけ増額しているか (増額割合が 0.5 以上の場合は満点)</p> <p><b>価格評価点 = 増額割合<sup>※1</sup> × 4 点</b></p> <p>※1 増額割合 = (提案額<sup>※2</sup> - 最低額<sup>※2</sup>) ÷ 最低額<sup>※2</sup></p> <p>※2 提案額及び最低額は、提案された公募対象公園施設の建築面積 (公募対象公園施設と一体的に占有できる屋外部分を含む。) を乗じて算出する。</p>	2 点	様式 23
②特定公園施設の設計・整備に係る費用の提案額	<p>本市が負担する特定公園施設の設計・整備に係る費用をどれだけ軽減しているか (事業者負担割合が 0.5 以上の場合は満点)</p> <p><b>価格評価点 = 事業者負担割合<sup>※1</sup> × 12 点</b></p> <p>※1 事業者負担割合 =            { (特定公園施設の設計・整備費)            - 市に負担を求める額 }            ÷ (特定公園施設の設計・整備費)</p>	6 点	
③デザインビルド公園施設の設計・整備に係る費用の提案額	<p>本市に負担を求めるデザインビルド公園施設の設計・整備に係る費用をどれだけ軽減しているか (減額割合が 0.5 以上の場合は満点)</p> <p><b>価格評価点 = 減額割合<sup>※1</sup> × 12 点</b></p> <p>※1 減額割合 = (デザインビルド公園施設の設計・整備に係る費用の上限額 - 提案額)            ÷ デザインビルド公園施設の設計・整備に係る費用の上限額</p>	6 点	
④指定管理料の提案額	<p>本市に負担を求める指定管理料をどれだけ軽減しているか。 (減額割合が 0.5 以上の場合は満点)</p> <p><b>価格評価点 = 減額割合<sup>※1</sup> × 12 点</b></p> <p>※1 減額割合 = (指定管理料の上限額 - 提案額)            ÷ 指定管理料の上限額</p>	6 点	
<b>評価点</b>		<b>20 点</b>	—

(価格面における評価点の計算はすべて小数第二位を四捨五入とする。)

### 3 提案内容の位置付け

原則として、応募（申請）者が提案した提案内容は、Park-PFI 事業に関する基本協定、指定管理業務に関する基本協定及び整備・譲渡契約において、公募設置等指針及び要求水準書と同等の位置付けとする。ただし、Park-PFI 事業に係る提案内容のうち、指定管理業務に当たり支障が生じることが懸念される内容がある場合は、設置等予定者との合意の下、本市は当該提案内容の一部を協定・契約上、公募設置等指針及び要求水準書と同等の位置付けとしない場合がある。

また、選定委員会において、応募（申請）者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、選定委員会が提示した意見を踏まえて、公募等設置計画の提案内容を改善することが不可欠であると本市が判断し、設置等予定者との間で合意した場合には、改善した提案内容を公募設置等指針及び要求水準書と同等の位置付けとする。